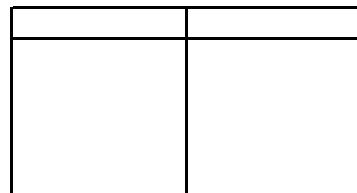


## 印 刷 仕 様 書

業務名	軽油引取税
帳票No	No12
帳票名	納入(付)書(申告用)第16号の10様式
データ名	KSJ550W03.txt



## 【その他編集項目・追記事項】

A 貢 PAGE X ゴシック

## (表)見本

受付印	令和 年 月 日	※処理事項	事業者コード 10 47002	事務所コード 区分 予備	整理番号
沖縄県知事 殿					
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)					
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称 10 7 & 8					
登録特別徴収義務者の住所又は所在地 2 3 & 4					
この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号 (電話 5 )					
令和 1 年 12 月分軽油引取税納入申告書					
月中における引渡しに係る軽油の納入数量 (ア) ブラック					
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量 (イ) .				
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量 (ウ) .				
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量 (エ) .				
	免税証による軽油の納入数量 (オ) .				
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量 (カ) .				
	小計 (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) (ア) .				
	差引計 (ア) - (ア) (ク) .				
	欠減量 (ク) × $\frac{1}{100}$ (0.3) (タ) .				
	再差引計 (ク) - (タ) (ツ) .				
	この申告によって納入すべき軽油引取税額 円 × (ツ) (ア) .				
申告期限	年	月	日	添付書類	(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(タ)の数量に対応する免税証
納入予定期	年	月	日		

添付免税証  
枚 ( リットル分 )

第十六号の十様式  
(提出用)

ページ番

A

県税	公 沖縄県 領収証書	
実績月	14	那覇県税事務所
税目	軽油引取税	税目コード 28
2 3 & 4 7 & 8		
年 度	課 税 番 号	納入申告分
1	10	
税額		円
延滞金		円
過少申告加算金		円
不申告加算金		円
重加算金		円
合計		円
納付期限	令和 年 月 日	

納入場所  
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行

領収印  
(納入者保管)

## (裏)見本

第16号の10様式記載要領

- この申告書は、引渡しに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
- ※印の欄は、記載しないこと。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、登録特別徴収義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 「月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄は、当該申告すべき月の前月において現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載すること。
- 「法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量(イ)」欄は、当該申告すべき月の前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 「法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量(ウ)」欄は、当該申告すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄は、課税済の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を証する書面及び免税証を添付すること。